

## 参考

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

#### (審査請求)

**第 97 条** 市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中止に関しては、裁判上の請求とみなす。

#### (不服審査会)

**第 98 条** 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前条第 1 項の審査請求の事件を取り扱わせるため、障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置くことができる。

2 不服審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定める員数とする。

3 委員は、人格が高潔であって、介護給付費等に関する処分の審理に関し公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

#### (委員の任期)

**第 99 条** 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

**第 100 条** 不服審査会に、委員のうちから委員が選挙する会長 1 人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

#### (審査請求の期間及び方式)

**第 101 条** 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを説明したときは、この限りでない。

#### (市町村に対する通知)

**第 102 条** 都道府県知事は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

#### 【令】第 49 条

#### (審理のための処分)

**第 103 条** 都道府県知事は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他都道府県知事の指定する者（次項において「医師等」という。）に診断その他の調査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

#### 【令】第 50 条

#### (政令等への委任)

**第 104 条** この章及び行政不服審査法に定めるものほか、審査請求の手続に関し必要な事項は政令で、不服審査会に関し必要な事項は当該不服審査会を設置した都道府県の条例で定める。

#### (審査請求と訴訟との関係)

**第 105 条** 第 97 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

○岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

平成十八年三月二十四日

岡山県条例第二十六号

改正 平成二四年三月二三日条例第一二号

平成二四年一〇月五日条例第四〇号

岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例をここに公布する。

岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十八条第一項に規定する障害者介護給付費等不服審査会の設置その他の法第九十七条第一項の審査請求の審理に関し必要な事項及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第二項において読み替えて準用する法第九十八条第一項に規定する障害児通所給付費等不服審査会の設置その他の児童福祉法第五十六条の五の五第一項の審査請求の審理に関し必要な事項を定めるものとする。

（平二四条例一二・平二四条例四〇・一部改正）

(不服審査会の設置)

第二条 法第九十八条第一項に規定する障害者介護給付費等不服審査会及び児童福祉法第五十六条の五の五第二項において読み替えて準用する法第九十八条第一項に規定する障害児通所給付費等不服審査会として、岡山県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

（平二四条例一二・一部改正）

(不服審査会の組織)

第三条 不服審査会は、委員七人以内で組織する。

(医師等に対する報酬)

第四条 法第百三条第一項（児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者に対して支給する報酬の額は、一日につき一万四千六百円以内で知事が定める額とする。

2 前項の報酬の支給方法については、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年岡山県条例第六号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

（平二四条例一二・一部改正）

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、法第九十七条第一項及び児童福祉法第五十六条の五の五第一項の審査請求の審理に関し必要な事項は、規則で定める。

（平二四条例一二・一部改正）

附 則

岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(審理に關し必要な準備)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、審理に關し必要な業務を行うことができる。

附 則（平成二四年条例第一二号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

4 第三条の規定による改正前の岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例第二条に規定する岡山県障害者介護給付費等不服審査会は、第三条の規定による改正後の岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例第二条に規定する岡山県障害者介護給付費等不服審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成二四年条例第四〇号）

この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は平成二十六年四月一日から施行する。

○岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則

平成十八年三月二十四日

岡山県規則第三十五号

改正 平成二四年三月二三日規則第一五号

平成二五年三月八日規則第六号

平成二六年一〇月三日規則第五八号

平成二九年六月三〇日規則第三七号

平成三〇年三月二〇日規則第一一号

令和元年一二月二〇日規則第六六号

〔岡山県障害者介護給付費等不服審査会の組織等に関する規則〕を次のように定める。

岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則

(平二四規則一五・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成十八年岡山県条例第二十六号）第五条の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。次条第一項及び第八条第二号において「法」という。）第九十七条第一項及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の五第一項の審査請求（第七条から第九条までにおいて「審査請求」という。）の審理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則一五・平二五規則六・一部改正)

(会長等の職務)

第二条 法第百条第一項（児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する会長（次項及び次条第一項において「会長」という。）は、岡山県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を代表し、会務を総理する。

2 会長は、委員のうちから、会長を補佐する者を指名することができる。

(平二四規則一五・平二五規則六・一部改正)

(会議)

第三条 不服審査会は、会長が議長となる。

2 不服審査会の会議は、個人の秘密の保護のためその他必要があると認められるときを除き、公開するものとする。

(合議体)

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十八条第一項及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の五第一項に規定する合議体（以下この条において「合議体」という。）として、一の合議体を置くものと

する。

- 2 合議体を構成する委員の定数は、六人とする。
- 3 合議体は、その長が招集する。
- 4 前条第二項の規定は、合議体の会議に準用する。

(平二四規則一五・平二五規則六・平二九規則三七・令元規則六六・一部改正)

(守秘義務)

第五条 不服審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第六条 不服審査会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において行う。

(経由)

第七条 知事への審査請求は、当該審査請求に係る処分をした市町村を所管する県民局（岡山県県民局設置条例（平成十六年岡山県条例第五十三号）第一条に規定する県民局をいう。）を経由してするものとする。

(不詰問事項)

第八条 知事は、審査請求があった場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、不服審査会に付議しないものとする。

- 一 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- 二 審査請求の内容が法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る、同条第二十三項に規定する支給決定障害者等の自己負担に関するものであるとき。
- 三 審査請求の内容が児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援に係る、同条第八項に規定する通所給付決定保護者の自己負担に関するものであるとき。
- 四 その他不服審査会に付議し、その審理を求める必要がないと特に認められるとき。

(平二四規則一五・平二五規則六・平二六規則五八・平三〇規則一一・一部改正)

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査請求の審理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平二四規則一五・一部改正)

#### 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五八号）

## 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第三条中岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則第八条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成二九年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成三〇年規則第一一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

### 附 則（令和元年規則第六六号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。